

平成30年第3回
笠間市議会定例会会議録 第2号

平成30年9月6日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	海老澤	勝君
副議長	14番	石松俊雄	君
	1番	田村泰之	君
	2番	村上寿之	君
	3番	石井栄	君
	4番	小松崎均	君
	5番	菅井信	君
	6番	畑岡洋二	君
	7番	橋本良一	君
	8番	石田安夫	君
	9番	蛭澤幸一	君
	10番	野口圓	君
	11番	藤枝浩	君
	12番	飯田正憲	君
	13番	西山猛	君
	15番	萩原瑞子	君
	16番	横倉きん	君
	17番	大貫千尋	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹	君	
副	市	長	近藤慶一	君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	塩 畑 正 志 君
総 務 部 長	中 村 公 彦 君
市 民 生 活 部 長	石 井 克 佳 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
産 業 経 済 部 長	古 谷 茂 則 君
都 市 建 設 部 長	大 森 満 君
上 下 水 道 部 長	市 村 勝 巳 君
市 立 病 院 事 務 局 長	友 水 邦 彦 君
教 育 次 長	小 田 野 恭 子 君
消 防 長	安 達 裕 一 君
会 計 管 理 者	柴 田 常 雄 君
笠 間 支 所 長	渡 部 明 君
岩 間 支 所 長	伊 勢 山 裕 君
監 査 委 員 事 務 局 長	打 越 勝 利 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	渡 辺 光 司
議 会 事 務 局 次 長	堀 越 信 一
次 長 補 佐	若 月 一
係 長	神 長 利 久
主 幹	塩 田 拓 生

議 事 日 程 第 2 号

平成30年9月6日（木曜日）

午 前 10 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 認定第1号 平成29年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成29年度笠間市水道事業会計決算認定について
- 認定第3号 平成29年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第4号 平成29年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 日程第3 議案第67号 動産購入契約の締結について（高規格救急自動車）
- 議案第68号 財産の無償貸付について

- 議案第69号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第70号 平成30年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第71号 平成30年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第72号 平成30年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 平成30年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 平成30年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第75号 平成30年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第76号 平成30年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第77号 平成30年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 認定第1号 平成29年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 平成29年度笠間市水道事業会計決算認定について
 - 認定第3号 平成29年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
 - 認定第4号 平成29年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 日程第3 議案第67号 動産購入契約の締結について（高規格救急自動車）
 - 議案第68号 財産の無償貸付について
 - 議案第69号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第3号）
 - 議案第70号 平成30年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第71号 平成30年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第72号 平成30年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第73号 平成30年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第74号 平成30年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第75号 平成30年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
 - 議案第76号 平成30年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
 - 議案第77号 平成30年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）

午前10時00分開議

開議の宣告

- 議長（海老澤 勝君） 皆さんおはようございます。
ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は全員であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（海老澤 勝君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第2号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（海老澤 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番萩原瑞子君、16番横倉きん君を指名いたします。

認定第1号 平成29年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成29年度笠間市水道事業会計決算認定について

認定第3号 平成29年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について

認定第4号 平成29年度笠間市立病院事業会計決算認定について

○議長（海老澤 勝君） 日程第2、認定第1号 平成29年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第4号 平成29年度笠間市立病院事業会計決算認定についてまでの4件を一括議題といたします。

議案の説明は既に終了しております。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号ないし認定第4号については、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、9名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、さらに会議規則第37条第1項の規定により、同特別委員会に付託し、審査いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

さらに、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、田村泰之君、村上寿之君、石井 栄君、小松崎 均君、畑岡洋二君、石田安夫君、野口 圓君、西山 猛君、萩原瑞子君、以上9名を指名いたしたいと思いま

すが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） よって、ただいま指名いたしました9名の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

議案第67号 動産購入契約の締結について（高規格救急自動車）

議案第68号 財産の無償貸付について

議案第69号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第3号）

議案第70号 平成30年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第71号 平成30年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第72号 平成30年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第73号 平成30年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

議案第74号 平成30年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第75号 平成30年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第76号 平成30年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第77号 平成30年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（海老澤 勝君） 日程第3、議案第67号 動産購入契約の締結について（高規格救急自動車）、ないし議案第77号 平成30年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）までの11件を一括議題といたします。

議案の説明は既に終了しております。

これより質疑に入ります。

通告がありますので、通告に従い発言を許可いたします。なお、質疑は3回までとなります。

16番横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 16番、日本共産党の横倉さんです。議案第68号 財産の無償貸付について質問をいたします。

1番目としまして、貸し付けの目的である公私連携幼保連携型認定こども園とはどのようなものか。

②なぜ、「公私連携幼保連携型認定こども園」の設置を目的としたのか。

③貸し付けの相手方として、学校法人大成学園を選んだその理由は。

④他の学校法人からの申し出はあったのか、なかったのか。

⑤免除する貸付料の年額の内訳は、かさまこども園と、いなだこども園に分けると、それぞれ幾らになるのか。貸付料の年額はどのように算出したのか。

⑥かさまこども園、いなだこども園を無償貸し付けで民営化する理由は何か。

⑦運営全体で黒字を計上したときに、貸付料を取るのかどうか。

⑧かさまこども園に対する地方交付税交付金による2016年度、2017年度の基準財政需要額としての措置費は幾らか。

⑨いなだこども園に対する地方交付税交付金による2016年度、2017年度の基準財政需要額としての措置費は幾らか。

⑩かさまこども園、いなだこども園が無償貸し付けを受けた後の国、県、市からの補助額は毎年およそ幾らになるのか。現在の子どもの数、教職員数を前提にして見積もると幾らになるのか。

10番目ですと、11番目は10番と重なりますので飛ばして、次に移ります。

⑫現在の正職員、非正規職員の雇用はどのようになるのか。

⑬待遇労働条件が低下した場合、市はどのような対応をするのか。

⑭無償貸し付け後のこども園の運営に、市はどのような立場で、どのように関与できるのか。

⑮無償貸し付け後のこども園の運営に、議会はどのような立場で、どのように関与できるのか。

⑯正規職員が市役所に引き上げることになる場合には、市が有する保育士、幼稚園教諭という専門職の人的資源を市として維持できないのではないか見解は。

⑰無償貸し付けの期間はあるのか、あるとすれば、いつまでか。

⑱無償貸し付けを継続できなくなるのはどのような場合か、伺います。

○議長（海老澤 勝君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 16番横倉議員のご質問にお答えをいたします。

まず、①の貸し付けの目的である「公私連携幼保連携型認定こども園」とは、どのようなものなのかとのご質問でございますが、認定こども園法にも定められておりますが、市と協定を締結した民間法人が施設の管理運営を行い、市は法人が運営に必要な設備等を貸し付けるほか、法人が実施する教育、保育等に関与しながら安定的な運営及び教育、保育の提供を行っていくものでございます。

②番の、なぜ「公私連携幼保連携型認定こども園」の設置を目的としたのかとのご質問でございますが、民間法人の柔軟な発想と優れた運営能力を活用し、特色のある教育、保育の提供や、新たな事業を展開することで教育、保育のサービスの向上を図ります。また、市の財政面におきましても、国、県からの補助金充当による運営経費の削減、さらにその削減された経費をより質の高い子育て支援対策や少子化対策に充当することが可能になるなどの利点を検証したことで、設置することといたしました。

③番、貸し付けの相手方として、学校法人大成学園を選んだその理由についてでございますが、7月の全員協議会で報告もさせていただいておりますが、7月に実施いたしました運営法人選定委員会におきまして、プレゼンテーション及びヒアリング等により、応募

の動機や特色ある教育、保育の内容、現在運営を行っております認定こども園等の運営実績のほか、茨城女子短期大学保育科との連携、そして今、在園児の配慮といたしまして、移行前の教育、保育の継承のほか、保護者負担金を現行額とするなど総合的に判断し、決定をいたしました。

④の、ほかの学校法人からの申し出はあったのかというご質問でございますが、事前の問い合わせは数法人からいただきましたが、最終の応募法人数は、1法人でございました。

⑤の、免除する貸付料の年額の内訳は、かさまこども園と、いなだこども園に分けると、それぞれ幾らになるのか、貸付料の年額はどのように算出したのかのご質問でございますが、初年度の貸付料といたしましては、かさまこども園4,828万8,894円、いなだこども園は3,553万5,450円で、合計8,382万4,344円でございます。また、貸付料に関しましては、市の行政財産使用料条例に基づきまして、再建築費を想定した額の6%を貸付料として設定いたしました。なお、土地につきましては、有償貸し付けといたしまして、2施設分で660万円を納付していただくこととなっております。

⑥の、かさまこども園、いなだこども園を無償貸し付けで民営化する理由は何かのご質問でございますが、民営法人の柔軟な発想と優れた運営能力を活用し、特色ある教育、保育の提供等を行い、より安定した運営及び保育を実施するため、認定こども園法第34条第4項の規定により、運営に必要な設備を無償で貸し付けることといたしました。

⑦の、運営全体で黒字を計上したときに、貸付料を取るのかのご質問でございますが、黒字により貸付料を取ることはいたしません。

⑧の、かさまこども園に対する地方交付税交付金による2016年度、2017年度の基準財政需要額としての措置費は幾らかのご質問でございますが、地方交付税交付金の算定額といたしましては、2016年度は1億1,230万4,000円、2017年度は1億2,863万8,000円でございますが、その金額がそのまま交付されるわけではございません。

⑨の、いなだこども園に対する地方交付税交付金による2016年度、2017年度の基準財政需要額としての措置費は幾らかのご質問でございますが、同じように地方交付税交付金の算定額といたしましては、開園後の2017年度は7,903万5,000円でございますが、そのまま、この金額についても交付されるわけではございません。

⑩の、かさまこども園、いなだこども園が無償貸し付けを受けた後、国、県、市からの補助額は毎年およそ幾らになるのか、現在の子どもの数、教職員数を前提にして見積もると幾らになるのかのご質問でございますが、平成29年度の在園児数と職員数で試算した結果でございますが、年間の運営費が約1億9,600万円となります。その補助額は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の補助となります。金額にいたしますと、おおむね国が約9,800万円、県が約4,900万円、市も同額の約4,900万円となります。なお、この市の補助分につきましては、地方交付税交付金の算定額の対象となります。

⑪の、現在の正職員、非正規職員の雇用はどのようになるのかのご質問でございますが、

正職員につきましては、基本的に公立保育所に異動になります。非正規職員につきましては、継続を希望される方を対象に法人が面接を行いまして、優先的に雇用することになっております。

⑬の、待遇労働条件が低下した場合、市はどのような対応をするのかとのご質問でございますが、現在、市と法人の労働条件を比較いたしましても遜色はございませんが、市といたしましては、現在の労働基準の水準を維持できますように申し伝えてまいりたいと考えております。

⑭、無償貸し付け後のこども園の運営に、市はどのような立場でどのように関与できるのかとのご質問でございますが、協定書の中に基本的な事項を定めておりまして、その事項で法人側が運営の評価を行うとともに、保護者からの意見や要望、満足度を把握し、公表することとなっております。それらも含めまして、保護者、市、法人との三者協議の場がございますので、その中で検討していきたいと考えております。

⑮の、無償貸し付け後のこども園の運営に、議会はどのような立場でどのように関与できるのかとのご質問でございますが、運営状況等につきましては議会にも報告をさせていただきまして、意見等については保護者、市、法人との三者協議の中で検討してまいりたいと考えております。

⑯の、正規職員が市役所に引き上げることになる場合には、市が有する保育士、幼稚園教諭という専門職の人的資源を市として維持できないのではないか見解はという、このご質問でございますが、正規職員は基本的に公立の保育所等、専門的知識を有する業務を扱う箇所への異動となります。それぞれの場所で専門的な能力を発揮することによりまして、子育て支援につなげてまいりたいと考えております。

⑰の、無償貸し付けの期限はあるのか、あるとすればいつまでかとのご質問でございますが、平成31年4月から10年間となっております。

⑱番の、無償貸し付けを継続できなくなるのはどのような場合かとのご質問でございますが、認定こども園法の規定によりまして、公私連携法人が市の勧告に従わないなどの理由により法人の指定を取り消された場合、無償貸し付けも取り消しとなります。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 民営化ということですが、柔軟な保育行政というか、そういうことができるということですが、法人、公人というか、公的なものでも十分それはできると思うんですが、できない理由は何なんでしょうかね。子どもの子育て支援についてのその保育事業、民間のほうが柔軟とかっておっしゃっておりますけれども、公的にも本来は本当に子どもの立場で保育をすることはできるのではないかということなんです。一つは。

それから、あとですね、待遇改善です。今の公立と市立というか、賃金体系では、平均的に数万円の年間、月の報酬ですか、低い状態です。そういう点では、待遇改善、労働条

件が低下した場合ということで、これは多くは賃金の面で今、公的な保育園と私学ですか、私的なそういうところから見ると、かなりの差があるのは現実だと思います。そういう点では労働条件の低下が危惧されると思うんですが、どうでしょうか。

それからですね、2017年度地方交付税交付金というか、予算現額と調定額、収入済額は全部同額で、68億2,135万3,000円になっております。そういう点で、基準財政需要額としての措置費は出ていて、1億何千万ということもいわれておりますが、そういう点での、もう少し具体的に、基準財政需要額としての措置費は出せるのではないかと思います。第一保育所とか、くるす保育園の運営費を除いた額ではどのようになるか、伺います。

○議長（海老澤 勝君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 保育に関しまして、民間に移行して、公的な機関でも十分にできるのではないかとということのご質問でございますが、先ほど申しましたように、公的でも運営はもちろん可能ではございますが、より民間法人の柔軟な発想と優れた運営能力を活用して、より特色のある教育、保育のほうに提供を行いたいと考えておりまして、今回、公私連携に進めたものでございます。

そして、②番の処遇についてでございますが、現在、法人との処遇を比較させていただいておりますが、今の臨時職員の方が法人のほうで正規職員になられた場合は、かなりの改善が見込まれると考えておりますので、低下にはつながらないと考えております。

③につきましては、済みません。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 地方交付税のほうの算定ということでございます。

初めに、かさまこども園に対する地方交付税の基準財政額の基準財政需要額の算定でございますけれども、平成26年度の内訳でございますけれども、幼稚園機能でございます、その他教育費といたしまして、3歳から5歳までの児童99名分といたしまして3,780万円、保育機能であります社会福祉費といたしまして、ゼロ歳から5歳児までの107名分といたしまして7,450万4,000円でございます。2017年度につきましては、その他教育費、児童94名分といたしまして4,034万4,000円、社会福祉費、児童111名分といたしまして8,829万4,000円でございます。

続きまして、いなだこども園でございますけれども、内訳といたしまして、幼稚園機能でございます、その他教育費といたしまして、3歳から5歳まで児童47名分といたしまして2,017万2,000円、保育機能であります社会福祉費といたしまして、ゼロ歳から5歳までの児童74名分といたしまして5,886万3,000円でございます。ただし、こちらのほうにつきましては、基準財政需要額という算定になっていまして、基準財政収入額と相殺しての、一般財源としての収入となりますので、この金額がそのまま措置されるという形ではございません。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 横倉さん、いかがですか。横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 合併当時、合併すれば専門職を多く抱えることができるということですが、実際いろいろな面で保育や幼稚園の仕事というか、保育士さんのそういう業務が、実際、携わることを少なくしていくということになれば、みんな民間に委託するという、そういうふうになれば、本当の専門職というのは、その合併当時の専門職を多く抱えることができ柔軟にも積極的にできるということが、やっぱりなくされるのではないかと考えますが、その辺どのように考えますか。

○議長（海老澤 勝君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 専門職に関しましては、特に今、保育士の場合、保育所ばかりではなく、今、保育子育て支援対策につきましては、他面において要望がございますので、その専門職を生かしながら、例えばですね、子ども福祉課、それから教育委員会、そういうところにおきましても、その能力を発揮して子育て支援事業には従事できると考えております。

○議長（海老澤 勝君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号 動産購入契約の締結について（高規格救急自動車）、ないし議案第77号 平成30年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託区分表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

散会の宣告

○議長（海老澤 勝君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、この本会議終了後、決算特別委員会を開きます。関係委員は直ちに会議室2にご参集願います。

また、決算特別委員会終了後、議会運営委員会を開きますので、関係委員は会議室1にご参集願います。

次の本会議は9月18日午前10時、開会となります。ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦勞さまでした。

午前10時24分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 海老澤 勝

署名議員 萩原 瑞子

署名議員 横倉 きん